

代表取締役 古屋 健

広島市東区牛田旭二丁目6番13号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社広電ストア	代表取締役 尾崎 義昭	広島市中区千田町二丁目9番29号	
株式会社ハーティウオンツ	代表取締役 福岡 慎二	広島市中区八丁堀11番8号	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	東広島市西条吉行東一丁目4番14号	
有限会社佐々木精肉店	代表取締役 矢野 敏成	広島市東区牛田旭二丁目7番5号	

(変更後)

氏名(名称)	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社広電ストア	代表取締役 脇本 和男	広島市中区東千田町二丁目9番29号	平成27年6月11日 代表者変更 住所誤記入
株式会社ハーティウオンツ	代表取締役 福岡 慎二	広島市中区八丁堀11番8号	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	東広島市西条吉行東一丁目4番14号	
有限会社佐々木精肉店	代表取締役 矢野 敏成	広島市東区牛田旭二丁目7番5号	

4 変更年月日

平成27年6月11日

5 届出年月日

平成27年7月31日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市東区東蟹屋9番38号
広島市東区役所市民部市政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成27年8月14日から同年12月14日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の

日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成27年12月14日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第423号

平成27年8月17日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市東区馬木七丁目の2049番の一部、2065番1、2066番1、2066番4、2066番6、2066番7、2068番の一部、2069番1、2069番5、2070番1、2070番2、2070番3、2070番4、2071番1、2071番3、2072番、2073番1、2073番2、甲589番1の一部及び乙589番の一部

2 開発面積

8,978.88㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区東白鳥町17番18号

矢神興産株式会社

代表取締役 中森 律美

4 検査済証交付年月日

平成27年8月17日

広島市告示第424号

平成27年8月17日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第52条第1項第7号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3の5の項(に)の欄の規定に基づき、広島圏都市計画区域内の用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内の建築物について、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの限度を変更したので告示します。

なお、この関係図書は広島市都市整備局指導部建築指導課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

第52条第1項第7号の規定に基づき定める区域	第52条第1項第7号の規定に基づき定める数値
1 市街化調整区域のうち2の項から6の項までに掲げる区域を除く区域	10分の10

<p>2 平成16年広島市告示第212号（以下「旧告示」という。）の施行の際、次の各号のいずれかに該当する区域</p> <p>(1) 旧告示の施行の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の敷地の区域で容積率が10分の10を超えている区域</p> <p>(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下同じ。）第41条第1項の規定に基づき容積率が10分の10を超え10分の20以下と定められている区域</p>	<p>10分の20</p>	<p>5 都市計画法第12条の4第1項の規定に基づく地区計画の区域（別図3のD並びに別図4のF並びに別図6のIの部分に限る。）内において、同法第12条の5第7項の規定に基づき建ぺい率を10分の7と定める区域</p>	<p>10分の7</p>
<p>3 旧告示の施行の際、都市計画法第41条第1項の規定に基づき容積率が10分の20を超え10分の30以下と定められている区域</p>	<p>10分の30</p>	<p>第56条第1項第2号ニの規定に基づき定める区域</p>	<p>第56条第1項第2号ニの規定に基づき定める数値</p>
<p>4 旧告示の施行の際、都市計画法第41条第1項の規定に基づき容積率が10分の30を超えて定められている区域</p>	<p>10分の40</p>	<p>1 市街化調整区域のうち2の項及び3の項に掲げる区域を除く区域</p>	<p>1.25</p>
<p>5 都市計画法第12条の4第1項の規定に基づく地区計画の区域（別図2のA並びに別図3のB、C及びE並びに別図4のF並びに別図5のG並びに別図6のH及びI並びに別図7のJ及びKの部分に限る。）内において、同法第12条の5第7項の規定に基づき容積率を10分の20と定める区域</p>	<p>10分の20</p>	<p>2 旧告示の施行の際、都市計画法第41条第1項の規定に基づき建築物の各部分の高さの制限について「近隣商業地域に準ずる」又は「商業地域に準ずる」と定められている区域</p>	<p>2.5</p>
<p>6 都市計画法第12条の4第1項の規定に基づく地区計画の区域（別図3のDの部分に限る。）内において、同法第12条の5第7項の規定に基づき容積率を10分の30と定める区域</p>	<p>10分の30</p>	<p>3 都市計画法第12条の4第1項の規定に基づく地区計画の区域（別図3のD及びE並びに別図4のF並びに別図6のI並びに別図7のKの部分に限る。）内において、同法第12条の5第7項の規定に基づき、建築物の高さの最高限度について「隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに2.5を乗じて得たもの」と定める区域</p>	<p>2.5</p>
<p>別図1～7 略</p>		<p>法別表第3の5の項（に）の欄の規定に基づき定める区域</p>	<p>法別表第3の5の項（に）の欄の規定に基づき定める数値</p>
<p>第53条第1項第6号の規定に基づき定める区域</p>	<p>第53条第1項第6号の規定に基づき定める数値</p>	<p>1 市街化調整区域のうち2の項及び3の項に掲げる区域を除く区域</p>	<p>1.25</p>
<p>1 市街化調整区域のうち2の項から5の項に掲げる区域を除く区域</p> <p>2 旧告示の施行の際、次の各号のいずれかに該当する区域</p> <p>(1) 旧告示施行の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の敷地の区域で建ぺい率が10分の5を超えている区域</p> <p>(2) 都市計画法第41条第1項の規定に基づき建ぺい率が10分の5を超え10分の6以下と定められている区域</p>	<p>10分の5</p> <p>10分の6</p>	<p>2 旧告示の施行の際、都市計画法第41条第1項の規定に基づき建築物の各部分の高さの制限について「近隣商業地域に準ずる」又は「商業地域に準ずる」と定められている区域</p>	<p>1.5</p>
<p>3 旧告示の施行の際、都市計画法第41条第1項の規定に基づき建ぺい率が10分の6を超えて定められている区域</p>	<p>10分の7</p>	<p>3 都市計画法第12条の4第1項の規定に基づく地区計画の区域（別図3のD及びE並びに別図4のF並びに別図6のI並びに別図7のKの部分に限る。）内において、同法第12条の5第7項の規定に基づき、建築物の高さの最高限度について「前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.5を乗じて得たもの」と定める区域</p>	<p>1.5</p>
<p>4 都市計画法第12条の4第1項の規定に基づく地区計画の区域（別図2のA並びに別図3のB、C及びE並びに別図5のG並びに別図6のH並びに別図7のJ及びKの部分に限る。）内において、同法第12条の5第7項の規定に基づき建ぺい率を10分の6と定める区域</p>	<p>10分の6</p>	<p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p style="text-align: center;">広島市告示第425号 平成27年8月17日</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。</p> <p style="text-align: right;">広島市長 松井一實</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>(1) 名称 マダムジョイ江波店</p> <p>(2) 所在地 広島市中区江波西一丁目478番4</p>	

2 大規模小売店舗を設置する者

広島電鉄株式会社
代表取締役 椋田 昌夫
広島市中区東千田町二丁目9番29号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社広電ストア	代表取締役 尾崎 義昭	広島市中区東千田町二丁目9番29号	
有限会社広電商事	代表取締役 尾崎 義昭	広島市中区東千田町二丁目9番29号	
株式会社ハーティウォンツ	代表取締役 木嶋 敬介	広島市中区八丁堀11番8号	

(変更後)

氏名(名称)	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社広電ストア	代表取締役 脇本 和男	広島市中区東千田町二丁目9番29号	平成27年6月11日 代表者変更
有限会社広電商事	代表取締役 脇本 和男	広島市中区東千田町二丁目9番29号	平成27年6月11日 代表者変更
株式会社ハーティウォンツ	代表取締役 木嶋 敬介	広島市中区八丁堀11番8号	

4 変更年月日

平成27年6月11日

5 届出年月日

平成27年7月31日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成27年8月17日から同年12月17日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成27年12月17日

(2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第426号

平成27年8月17日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 広島センター・基町ビル
- (2) 所在地 広島市中区基町10番地11ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
代表取締役社長 牧 貞夫
東京都千代田区外神田四丁目14番1号

株式会社広島バスセンター
代表取締役社長 荒本 徹哉
広島市中区基町6番27号

株式会社そごう・西武
代表取締役社長 松本 隆
東京都千代田区二番町5番地25

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

代表取締役社長 牧 貞夫
東京都千代田区外神田四丁目14番1号

株式会社広島バスセンター
代表取締役社長 南部 盛一
広島市中区基町6番27号

株式会社そごう・西武
代表取締役社長 松本 隆
東京都千代田区二番町5番地25

(変更後) エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

代表取締役社長 牧 貞夫
東京都千代田区外神田四丁目14番1号

株式会社広島バスセンター
代表取締役社長 荒本 徹哉
広島市中区基町6番27号

株式会社そごう・西武
代表取締役社長 松本 隆
東京都千代田区二番町5番地25

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及

び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)別紙1のとおり
 (変更後)別紙2のとおり

4 変更年月日
 別紙3のとおり

5 届出年月日
 平成27年8月11日

6 届出書の縦覧場所
 (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
 広島市中区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 (1) 縦覧期間
 平成27年8月17日から同年12月17日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。
 (2) 縦覧のできる時間帯
 午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出
 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先
 (1) 提出期限 平成27年12月17日
 (2) 提出先
 〒730-8586
 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1～3 略

広島市告示第427号

平成27年8月17日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、財政局東部市税事務所出納員の事務の一部を次のとおり委任及び委任の解除をしたので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた分任出納員及び委任年月日
 財政局東部市税事務所安芸税務室
 室長 山口 晶
 平成27年8月10日
- 2 委任の解除を受けた分任出納員及び解除年月日
 財政局東部市税事務所安芸税務室
 室長 中川 智子
 平成27年8月9日
- 3 委任又は委任の解除をした事務

財政局東部市税事務所において取り扱う次に掲げる事務(財政局東部市税事務所安芸税務室において取り扱うものに限る。)

- (1) 市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分による収納金の収納
- (2) 受託徴収金の収納
- (3) 地方税法(昭和25年法律第226号)第16条の2第1項の規定により納税者又は特別徴収義務者から提供を受ける証券の出納及び保管
- (4) 児童福祉施設徴収金及び過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の収納
- (5) 児童福祉施設徴収金の納入義務者から提供を受ける証券の出納及び保管
- (6) 市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分による収納金の過誤納金の支払
- (7) 市民税及び県民税の所得割から控除すべき配当割額又は株式譲渡所得割額に係る控除不足額の還付後に生ずる戻入金の収納
- (8) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識再交付に係る弁償金の収納
- (9) 商品である原動機付自転車等の標識交付手数料の収納
- (10) 合衆国軍隊構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税に係る証紙売りさばき代金の収納
- (11) 広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条に規定する手数料の収納
- (12) 広島市都市計画関係手数料条例(平成12年広島市条例第24号)第2条に規定する手数料の収納
- (13) 下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金(以下「下水道事業受益者負担金等」という。)並びにこれに係る延滞金及び滞納処分による収納金の収納
- (14) 下水道事業受益者負担金等の納入義務者から提供を受ける証券の出納及び保管並びに証券の取立てに要する費用の出納
- (15) 下水道事業受益者負担金等に係る納期前納付報奨金の繰替払

広島市告示第428号

平成27年8月18日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		

野上和義	祇園はりきゅう院	広島市安佐南区祇園一丁目14-10	はり・きゅう	平成27年3月31日
------	----------	-------------------	--------	------------

広島市告示第429号

平成27年8月18日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合は施術者の住所)		
奥原多敬代	まる鍼灸整骨院	広島市南区段原南一丁目10-12	柔道整復	平成27年7月24日
重田真由美	さくら整骨院(広島院)	広島市西区上天満町3-19 第2横山ビル103	柔道整復	平成27年6月26日
打海弘晃	ほねつぎ祇園接骨院	広島市安佐南区祇園一丁目14-10	柔道整復	平成27年8月1日
原田萌	祇園はりきゅう院	広島市安佐南区祇園一丁目14-10	はり・きゅう	平成27年8月1日

広島市告示第430号

平成27年8月18日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井一實

- 1 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）
別紙のとおり。
 - 2 変更期間
平成27年9月1日から平成28年3月31日まで
 - 3 変更理由
浴槽・風呂釜設置
- 別紙 略

広島市告示第431号

平成27年8月19日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
広島中央保健生活協同組合	生協草津かもめ居宅介護支援事業所	広島市西区草津東一丁目11番19号	平成27年8月31日	居宅介護支援
株式会社ARIENCE	ケアマネオフィスコ	広島市安佐北区可部町南原201番地4	平成27年8月31日	居宅介護支援

広島市告示第432号

平成27年8月19日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
JTS株式会社	訪問介護ステーションふくろう	広島市安佐北区深川七丁目12番6号	平成27年8月31日	訪問介護及び介護予防訪問介護
アサヒサンクリーン株式会社	アサヒサンクリーン在宅介護センター安芸	広島市安芸区矢野東四丁目25番43号 イーグル1F	平成27年8月31日	訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護
有限会社アップル	デイサービスセンターかすみ	広島市南区西霞町15番22号	平成27年8月31日	通所介護及び介護予防通所介護
医療法人社団IGL医療会	デイサービスシャレー	広島市安佐南区上安六丁目31番1号	平成27年8月31日	通所介護及び介護予防通所介護
JTS株式会社	デイサービスセンターふくろう	広島市安佐北区深川七丁目12番6号	平成27年8月31日	通所介護及び介護予防通所介護

広島市告示第433号

平成27年8月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日 / 指定有効期限
医療法人こばたけ小児科皮膚科医院	広島市中区西白鳥町7-4	平成27年8月24日 平成33年8月23日

吉田歯科医院	広島市中区本通8-3 2	平成27年7月1日 平成33年6月30日
井尻眼科医院	広島市中区八丁堀13 -19	平成27年7月3日 平成33年7月2日
梶谷歯科医院	広島市東区牛田旭一丁 目13-11	平成27年7月10日 平成28年6月15日
医療法人康和会田中 耳鼻咽喉科医院	広島市西区草津東一丁 目7-20	平成27年7月1日 平成33年6月30日
フタバ歯科	広島市西区古江新町1 -26岡村ビル2F	平成27年8月1日 平成33年7月31日

汚水及び雨水を排除	佐伯区	八幡一丁目の一部	分流式
	東区	中山北町の一部	
	南区	堀越一丁目の一部	
	安佐南区	祇園五丁目の一部	
	安佐北区	深川七丁目、可部東二丁目及び可部東五丁目の各一部	
安芸区	船越二丁目及び矢野南一丁目の各一部		

広島市告示第434号

平成27年8月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	廃止年月日
井尻眼科医院	広島市中区八丁堀13 -19	平成27年7月2日
有限会社 千田調剤薬局	広島市中区千田町一丁目3-3	平成27年5月31日
アラタ薬局	広島市安佐南区上安二丁目5-26	平成26年11月30日
うさぎ薬局	広島市安佐南区緑井二丁目11-15	平成26年11月30日
ドレミ薬局西原店	広島市安佐南区西原九丁目19-39	平成27年8月1日

広島市告示第435号

平成27年8月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日
平成27年8月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。
(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	

広島市告示第436号

平成27年8月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日
平成27年8月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。
(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
安佐南区	祇園五丁目の一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐北区	深川七丁目、可部東二丁目及び可部東五丁目の各一部	
佐伯区	八幡一丁目の一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター
東区	中山北町の一部	
南区	堀越一丁目の一部	
安芸区	船越二丁目及び矢野南一丁目の各一部	

広島市告示第437号

平成27年8月20日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた出納員
企画総務局公文書館 主幹 高木 俊一
- 2 委任した事務
(1) 広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第15条第1項に規定する手数料の取納

(2) 広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）第21号第1項に規定する手数料の収納

(3) 広島市公文書館条例（昭和52年広島市条例第9号）第7条第1項に規定する手数料の収納

(4) 刊行物及びビデオテープの売払代金の収納

3 委任年月日

平成27年8月11日

4 委任期間

平成27年8月11日から同年9月6日まで

広島市告示第438号

平成27年8月20日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、企画総務局公文書館物品出納員の事務を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた物品出納員

企画総務局公文書館 主幹 高木 俊一

2 委任した事務

公文書館における物品の出納保管に関する事務

3 委任年月日

平成27年8月11日

4 委任期間

平成27年8月11日から同年9月6日まで

広島市告示第439号

平成27年8月20日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安芸区瀬野四丁目1266-9

2 開発面積

331.44㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

呉市青山町10番57-103号

垣内 健太郎 垣内 幸恵

4 検査済証交付年月日

平成27年8月20日

広島市告示第440号

平成27年8月20日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当

する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日 / 指定有効期限
ワカサ・リハビリ病院	広島市東区東山町15-1	平成27年8月1日 平成33年7月31日

広島市告示第441号

平成27年8月21日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合は施術者の住所)		
永井美佐	治療院 りらく	広島市佐伯区五日市五丁目13-18	はり・きゅう	平成26年7月1日
長谷川貴	マリモ鍼灸接骨院	広島市佐伯区楽々園二丁目1-5ウインディア楽々園102	はり・きゅう	平成26年7月1日

広島市告示第442号

平成27年8月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日
有限会社共立ケアサービス	広島市中区上職町5-19	平成26年12月1日
コスモス薬局大手町店	広島市中区大手町二丁目1-4 広島本通マークビル6階	平成27年6月1日
コスモス薬局吉島店	広島市中区吉島新町一丁目4-1 1階	平成27年6月1日
あかり居宅介護支援事業所	広島市中区吉島東一丁目20-19	平成27年7月15日

デイサービス「いでしたの希望」	広島市西区井口台三丁目33-25 ソフィアコート井口台1階	平成27年4月1日
かとう外科・胃腸科	広島市安佐南区八木二丁目3-6	平成27年8月1日
コスモ薬局大町店	広島市安佐南区大町東二丁目7-25-5 Tビル1階	平成27年6月1日
ふじ川内居宅介護支援事業所	広島市安佐南区川内一丁目5-24	平成24年2月1日
介護ステーションわかた	広島市安佐南区川内二丁目35-26	平成26年12月1日
小規模多機能ホームなのか	広島市安佐南区古市三丁目4-5	平成21年6月1日
まつむらデイサービスぼびー	広島市佐伯区楽々園四丁目6-10	平成25年6月1日

広島市告示第443号

平成27年8月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業所等の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業所の名称	事業所の所在地	事業者（法人）の名称	変更年月日
旧 かいご予防センターいでした高取	広島市安佐南区高取北一丁目4-30 サンビル2F	株式会社いでしたケアサービス	平成27年4月1日
新 いでしたりハビリステーション高取			
旧 かいご予防センターいでした	広島市安佐北区亀山五丁目3-19	株式会社いでしたケアサービス	平成25年8月1日
新 いでしたりハビリステーション亀山			

広島市告示第444号

平成27年8月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

休止年月日	事業所の名称	所在地	事業者（法人）の名称
-------	--------	-----	------------

平成27年7月31日	サンキ・ウェルビー介護センター広島東	広島市東区曙五丁目3-5	サンキ・ウェルビー株式会社
平成27年7月31日	サンキ・ウェルビー介護センター祇園	広島市安佐南区山本四丁目11-24	サンキ・ウェルビー株式会社

広島市告示第445号

平成27年8月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

廃止年月日	事業所の名称	所在地	事業者（法人）の名称
平成27年1月31日	デイサービスセンターあやめ十日市	広島市中区十日市町一丁目5-18	株式会社あすか
平成27年7月14日	あかり居宅介護支援事業所	広島市中区吉島東一丁目27-20	医療法人社団あえば会
平成27年7月31日	サンキ・ウェルビー介護センター南	広島市南区出汐三丁目10-6	サンキ・ウェルビー株式会社
平成27年5月31日	訪問介護事業所広島介護センター	広島市西区横川町一丁目4-37-202	有限会社香織
平成24年1月31日	ヘルパーステーションふじ川内居宅介護支援事業所	広島市安佐南区川内一丁目15-24	株式会社不二ビルサービス
平成26年11月30日	介護ステーションわかた	広島市安佐南区八木七丁目6-9 2階	株式会社ネクサス
平成27年5月31日	あかり園デイサービス	広島市佐伯区五日市町下河内591-1	社会福祉法人広島博愛会
平成27年3月31日	かいご予防センターいでした五日市	広島市佐伯区三宅一丁目4-32	株式会社いでしたケアサービス

広島市告示第446号

平成27年8月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合 は施術者の住所)		
中村敬三, 森雄二, 山口恵本, 紀子, 加藤大和, 品川千重	株式会社 D&T 訪問マッ サージ大 樹治療院	広島市中区舟入南 五丁目9-10 KMビル1階	あん摩・マ ッサージ	平成27年 8月10日
馬場博康	スマイル 訪問マッ サージ	広島市南区東本浦 町23-4-80 3	あん摩・マ ッサージ	平成27年 7月30日

広島市告示第447号

平成27年8月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	変更年月日
	名称	所在地		
西尾龍伸	みどりい 整骨院	(旧) 広島市安佐 南区緑井二丁目1 4-13 (新) 広島市安佐 南区緑井四丁目1 1-12	柔道整復	平成27年 8月1日

広島市告示第448号

平成27年8月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日 / 指定有効期限
うさぎ薬局	広島市安佐南区緑井二丁目11-15	平成26年12月1日 平成32年11月30日

アラタ薬局	広島市安佐南区上安二丁目5-26	平成26年12月1日 平成32年11月30日
-------	------------------	---------------------------

広島市告示第449号

平成27年8月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第450号

平成27年8月27日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 フジグラン緑井
- (2) 所在地 広島市安佐南区緑井一丁目1番

2 大規模小売店舗を設置する者

緑井まちづくり株式会社
代表取締役 吉本 泰徳
広島市安佐南区緑井一丁目5番1-308号
ほか4法人、16名

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 氏名 緒方 友馨
住所 広島市西区庚午北二丁目7番5-303号

(変更後) 氏名 緒方 友馨
住所 広島市安佐南区緑井一丁目20番17-401号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社フジ	代表取締役 尾崎 英雄	愛媛県松山市 宮西一丁目2 番1号	
株式会社笹岡	代表取締役 笹岡 繁	広島市安佐南 区緑井一丁目 5番2号	

株式会社エスマイル	代表取締役 金子 昌司	広島市西区商工センター六丁目1番11号	
-----------	----------------	---------------------	--

(変更後)

氏名(名称)	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社フジ	代表取締役 尾崎 英雄	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	
株式会社笹岡	代表取締役 笹岡 繁	広島市安佐南区緑井一丁目5番2号	
株式会社エスマイル	代表取締役 会長 金子 昌司 代表取締役 社長 中村 勝洋	広島市西区商工センター六丁目1番11号	平成27年6月23日 代表者の新たな就任の為

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成27年7月30日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
上記3(2)のとおり

5 届出年月日

平成27年8月25日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成27年8月27日から同年12月28日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年12月28日
- (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第451号

平成27年8月28日

広島市安佐北区中島土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、役員の就(退)任届が提出されたので、同条第17項の規定により、公告します。

広島市長 松井 一 實

1 就任役員

職名	氏名	住所	新任重任の別
理事	松島 勤	広島市安佐北区可部南三丁目11番10号	新任
理事	松田 長敏	広島市安佐北区可部南二丁目6番22号	新任

2 就任の事由及び任期

- (1) 就任の事由
土地改良法第18条により欠員に伴い、総会において選挙の結果による。
- (2) 任期
平成26年4月29日から平成27年4月28日まで

3 退任役員

職名	氏名	住所
理事	桑原 晋士	広島市安佐北区可部南二丁目22番19号
理事	倉本 勝人	広島市安佐北区可部南二丁目18番40-8号

広島市告示第452号

平成27年8月28日

広島市安佐北区中島土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、役員の就(退)任届が提出されたので、同条第17項の規定により、公告します。

広島市長 松井 一 實

1 就任役員

職名	氏名	住所	新任重任の別
理事	松原 隆	広島市安佐北区可部南三丁目8番7号	重任
理事	末田 和幸	広島市安佐北区可部南三丁目19番8号	重任
理事	松島 勤	広島市安佐北区可部南三丁目11番10号	重任
理事	新宮 實男	広島市安佐北区可部南一丁目11番7号	重任
理事	新谷 英男	広島市安佐北区可部南四丁目19番35号	重任
理事	岡田 隆則	広島市安佐北区可部南三丁目6番33号	重任